

## 第6期 大村市地球温暖化対策実行計画



ポートルース大村における太陽光パネル設置

令和8年3月

長崎県大村市



## 大村市ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化が原因とみられる異常気象の影響により、世界各地で、豪雨・台風・猛暑などによる甚大な災害が発生しています。本市においても、記録的な大雨により多大な被害が発生するなど、市民生活に大きな影響をもたらしています。

こうした気候変動問題に国際的に対応するため、2015年パリ協定において、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分に低く保つこと及び1.5℃に抑える努力を追求することが世界共通の長期目標として掲げられ、この目標達成に向け、2020年10月、国は「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と宣言しました。

本市では、これまで「CO<sub>2</sub>削減推進のまち」として、地球温暖化防止に取り組んできましたが、先人より受け継がれてきた豊かな自然環境を、未来を担う次世代へ引き継ぐためには、脱炭素社会の実現に向けた更なる取組が不可欠です。

このような状況を踏まえ、本市は、SDGs(持続可能な開発目標)の理念のもと、市民・事業者・行政が一体となった「オール大村」で、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組を進めていくことをここに宣言いたします。

令和5年2月24日



大村市長

園田裕史

# 目次

1 はじめに .....	1
2 背景 .....	1
(1) 気候変動の影響 .....	1
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向 .....	1
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向 .....	2
3 基本的事項 .....	5
(1) 目的 .....	5
(2) 対象とする範囲 .....	5
(3) 対象とする温室効果ガス .....	5
(4) 計画期間 .....	6
(5) 上位計画及び関連計画との位置づけ .....	6
4 温室効果ガスの排出状況 .....	7
(1) 温室効果ガス総排出量 .....	7
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因 .....	9
(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題 .....	9
5 温室効果ガスの排出削減目標 .....	10
(1) 目標設定の考え方 .....	10
(2) 温室効果ガスの削減目標 .....	10
6 目標達成に向けた取組 .....	11
(1) 取組の基本方針 .....	11
(2) 具体的な取組内容 .....	11
7 進捗管理体制と進捗状況の公表 .....	15
(1) 推進体制 .....	15
(2) 点検・評価・見直し体制 .....	15
(3) 進捗状況の公表 .....	15

## 1 はじめに

このたび、2030(令和12)年度までの大村市の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「第6期大村市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下「本計画」という。)を策定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、大村市においても、極端な大雨とそれに伴う洪水被害、最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では2050(令和32)年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030(令和12)年度において、温室効果ガスを2013(平成25)年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040(令和22)年度において、温室効果ガスを2013(平成25)年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。また、長崎県においても、第2次長崎県地球温暖化(気候変動)対策実行計画が策定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

大村市においては、2023(令和5)年に第三次大村市環境基本計画を策定し、温暖化対策を進めてきました。2023(令和5)年2月には、2050(令和32)年CO<sub>2</sub>(二酸化炭素)実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、鋭意取組を進めているところです。

ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

## 2 背景

### (1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC 第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

### (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015(平成27)年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国(いわゆる先進国)と非附属書I国(いわゆる途上国)という附属書に基づく固定された二分論を超えた

全ての国の参加、5年ごとに貢献(nationally determined contribution)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018(平成30)年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO<sub>2</sub>排出量を 2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

### (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020(令和2)年10月、我が国は、2050(令和32)年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050(令和32)年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021(令和3)年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030(令和12)年度の温室効果ガスの削減目標を2013(平成25)年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021(令和3)年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号)では、2050(令和32)年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021(令和3)年6月、国・地方脱炭素実現会議 において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策(屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等)を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2025(令和7)年2月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050(令和32)年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030(令和12)年度において、温室効果ガスを2013(平成25)年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035(令和15)年度、2040(令和22)年度において、温室効果ガスを2013(平成25)年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されています。

表1 地球温暖化対策計画における2030年度及び2040年度の温室効果ガス別その他の区分ごとの目標及びエネルギー起源二酸化炭素の部門別の排出量の目安

(単位：百万 t-C)

	2013 年度 実績 <sup>1</sup>	2030 年度 <sup>2</sup> (2013 年度比)	2040 年度 <sup>3</sup> (2013 年度比)
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760 (▲46% <sup>4</sup> )	380 (▲73%)
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	677 (▲45%)	約 360~370 (▲70~71%)
産業部門	463	289 (▲38%)	約 180~200 (▲57~61%)
業務その他部門	235	115 (▲51%)	約 40~50 (▲79~83%)
家庭部門	209	71 (▲66%)	約 40~60 (▲71~81%)
運輸部門	224	146 (▲35%)	約 40~80 (▲64~82%)
エネルギー転換部門 <sup>5</sup>	106	56 (▲47%)	約 10~20 (▲81~91%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.2	70.0 (▲15%)	約 59 (▲29%)
メタン (CH <sub>4</sub> )	32.7	29.1 (▲11%)	約 25 (▲25%)
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	19.9	16.5 (▲17%)	約 14 (▲31%)
代替フロン等4ガス <sup>6</sup>	37.2	20.9 (▲44%)	約 11 (▲72%)
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	30.3	13.7 (▲60%)	約 6.9 (▲77%)
パーフルオロカーボン (PFCs)	3.0	3.8 (+26%)	約 1.9 (▲37%)
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	2.3	3.0 (+27%)	約 1.5 (▲35%)
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	1.5	0.4 (▲70%)	約 0.2 (▲85%)
温室効果ガス吸収源	—	▲47.7	▲約 84 <sup>7</sup>
二国間クレジット制度 (JCM)	—	官民連携で 2030 年度までの累積で、1 億 t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。	官民連携で 2040 年度までの累積で、2 億 t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。

1 2013年度実績については、2024年4月に気候変動に関する国際連合枠組条約事務局に提出した温室効果ガス排出・吸収目録(インベントリ)(2022年度)に従い、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)における数値から一部更新を行っている。これに伴い、2030年度の目標・目安における数値についても、一部所要の更新を行っている。

2 2030年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。

3 2040年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく2040年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。

4 さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

- 5 電気熱配分統計誤差を除く。そのため、各部門の実績の合計とエネルギー起源二酸化炭素の排出量は一致しない。
- 6 HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub> の4種類の温室効果ガスについては暦年値。
- 7 2040年度における吸収量は、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）第3章第2節3.（1）に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

出典：環境省(2025)「地球温暖化対策計画」関連資料 I

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>>

2025(令和7)年2月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標をこれまでの2030(令和12)年度までに50%削減（2013(平成25)年度比）に加え、2035(令和15)年度までに65%削減、2040(令和22)年度までに79%削減することも目標として新たに掲げられ、その目標達成に向け、引き続き太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定率を2025(令和7)年度までに95%、2030(令和12)年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050(令和32)年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019(令和元)年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2025(令和7)年12月26日時点においては1,196地方公共団体と加速度的に増加しています。

### 3 基本的事項

#### (1) 目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、大村市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

#### (2) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、国の基本方針において具体的な対象範囲が示されており、「地方公共団体の事務及び事業には、庁舎におけるもののみならず、廃棄物処理、水道、下水道、公立学校、公立病院等も含まれる。」とされていることから、大村市が所管する全ての事務事業とします。

#### (3) 対象とする温室効果ガス

法で対象となる温室効果ガスは次の7種ですが、「ハロフルオカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)、三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>)」については、それらの排出実態の把握が極めて困難であり、大村市の事務事業からの排出もないと考えられるため、本計画における対象から除外します。

表 2 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	人為的発生源
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	代表的な温室効果ガスであり、産業、民生、運輸部門などにおける石炭、石油等の燃焼(電気等のエネルギー消費)に伴い、発生します。
メタン(CH <sub>4</sub> )	燃料の燃焼(ガソリン・軽油等)、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなどに伴い、発生します。
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	燃料の燃焼(ガソリン・軽油等)、自動車の排出ガス、廃棄物の焼却、工業プロセスなどから発生します。
ハロフルオカーボン(HFCs) 【13種類】	代替フロン的一种として生産量が増加しており、スプレー製品の噴射剤、エアコン等の冷媒用などに使用されています。
ハロフルオカーボン(PFCs) 【7種類】	電子部品や電子装置等の機密性のテストのために使用する不活性液体で、半導体の洗浄用などに使用されます。
六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	変圧器などに封入され、電気絶縁用のガスとして使われた後、機器の点検や廃棄時に排出されます。
三ふっ化窒素(NF <sub>3</sub> )	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられます。 (地方公共団体では、ほとんど該当しない。)

(4) 計画期間

2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5か年とします。

なお、計画の実施に当たっては、2013(平成25)年度の温室効果ガス排出量を基準として削減目標等を定めていきます。

年度	2013 (平成25)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)
期間中の項目	基準年度	計画開始				目標年度
計画期間		—————→				

図1 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画(事務事業編)として策定します。また、地球温暖化対策計画及び大村市総合計画に即して策定します。

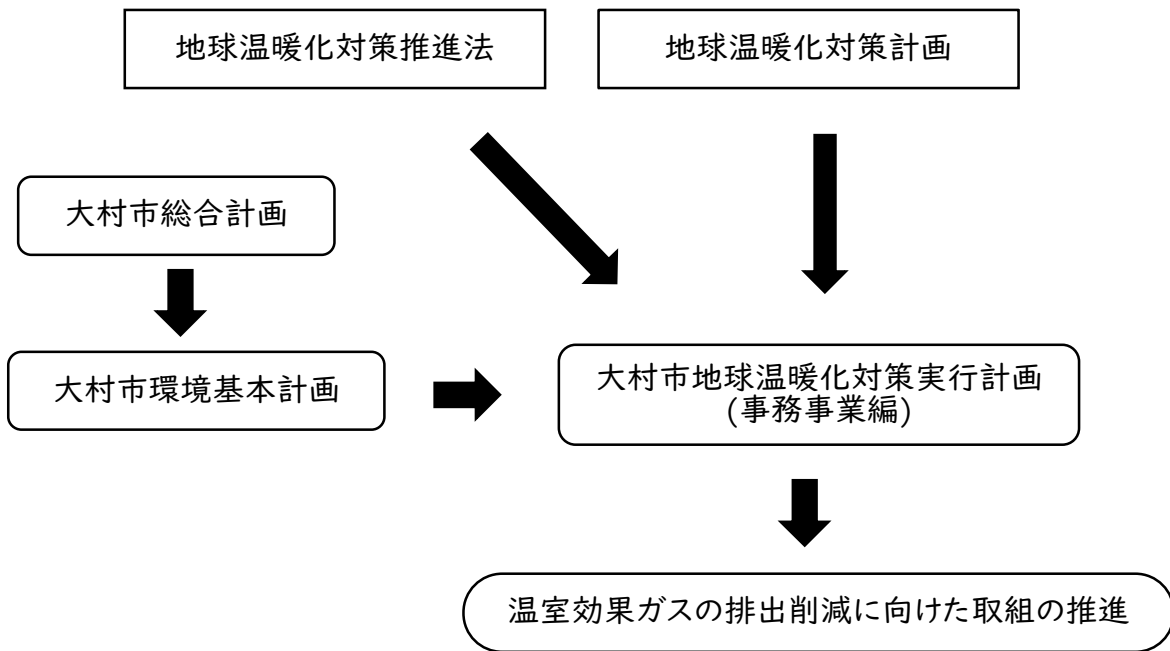


図2 大村市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の位置付け

#### 4 温室効果ガスの排出状況

##### (1) 温室効果ガス総排出量

大村市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、31,465t-CO<sub>2</sub>となっています。過去からの推移を見ると、2021年度は基準年度比約34%減少していましたが、近年は増加傾向にあります。

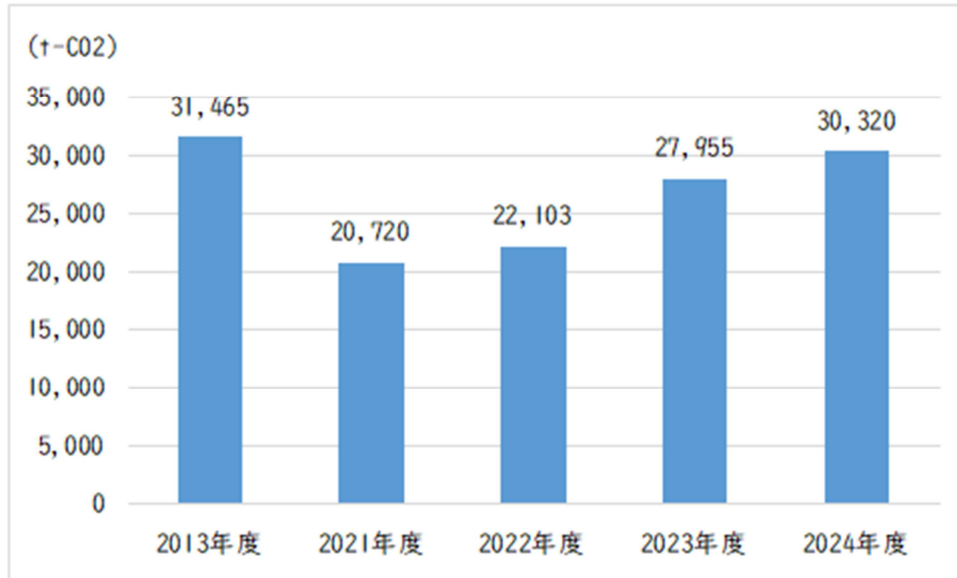


図3 大村市の事務事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

主な活動項目(分野)		算定対象となるガスの種類	平成25年度 排出量	令和元年度 排出量	令和2年度 排出量	令和3年度 排出量	令和4年度 排出量	令和5年度 排出量	令和6年度 排出量
電気の使用 (他からの電気の供給)		CO <sub>2</sub>	18,938	16,188	12,463	13,267	10,037	15,169	15,882
燃料の使用		CO <sub>2</sub>	2,676	2,010	2,161	2,188	2,000	2,323	2,204
廃棄物の焼却	プラスチック類	CO <sub>2</sub>	8,485	9,138	8,993	3,280	8,321	8,725	10,687
	一般廃棄物全体	CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O	493	512	504	183	466	436	292
		(以上 小計)	8,978	9,650	9,497	3,463	8,787	9,161	10,979
下水等の処理		CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O	860	1,004	1,053	1,119	1,107	1,075	1,149
自動車の運行		HFC、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O	13	12	14	14	11	11	7
その他(牛の放牧等)		(CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O等)	-	239	215	135	161	222	99
合計			31,465	29,103	25,403	20,186	22,103	27,961	30,320

表3 活動項目(分野)ごとの温室効果ガス総排出量の状況

項目	単位	H25	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
電気使用量	kWh	30,943,801	35,039,815	36,274,459	36,346,132	37,831,800	37,269,232	38,084,993	
一般廃棄物 焼却量	全量	t	26,919	30,286	29,809	10,853	27,535	28,900	28,774
	(うち廃プラスチック量)	t	3,069	3,452	3,398	1,237	3,139	3,295	4,005

表4 温室効果ガスの発生要因となる主なものの状況

施設別では、環境センターが全体の42%を占め、次いで水道施設26%、ポートルース大村7%、市民病院7%となっています。

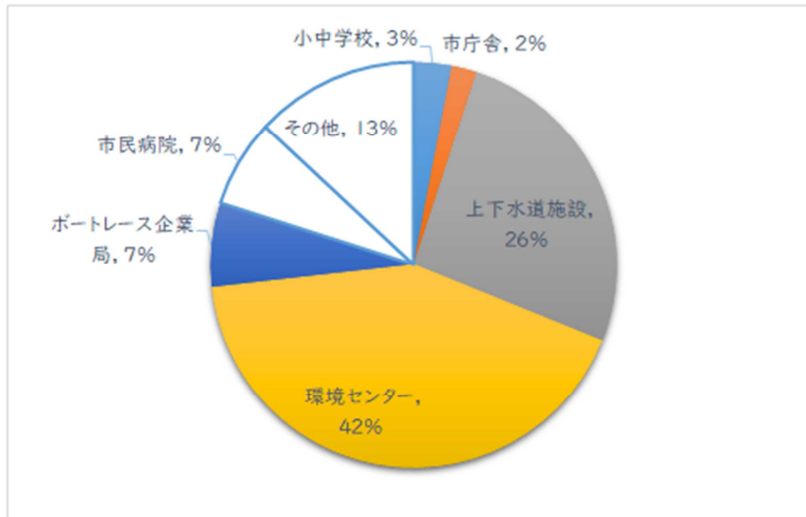


図4 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合(2024年度)

また、エネルギー種別では、電気が全体の54%を占め、次いで一般廃棄物の焼却38%、都市ガス5%となっています。

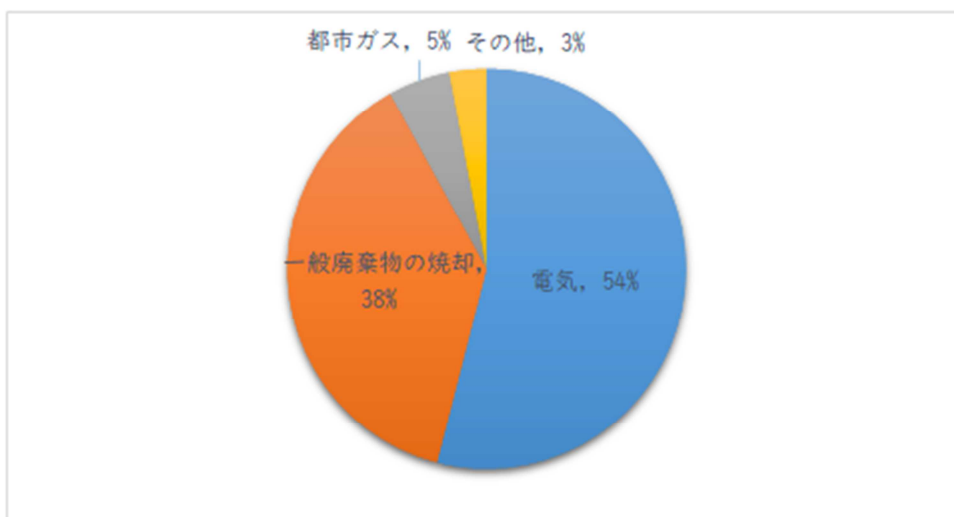


図5 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合(2024年度)

(2) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

大村市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量削減に向けた課題を示します。

ア 人口増加に伴う利用者の増加や老朽化した施設が多く、CO<sub>2</sub> 排出量が増加しています。一般廃棄物の焼却、電気や燃料の利用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量を減少させる取組や再生可能エネルギーの有効活用が必要です。

イ 気候変動によるエアコン利用など、新たな電気の需要が発生しており、CO<sub>2</sub> 排出量が増加しています。熱中症対策などにより、今後も電気の需要が続くと予想されるため、電気の利用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量を減少させる取組が必要です。

ウ 公用車の老朽化や走行距離増加に伴い、CO<sub>2</sub> 排出量が増加しています。公用車の更新に当たり、環境配慮車への代替や保有台数の適正化を行うことで、CO<sub>2</sub> 排出量を減少させることができます。また、利用者へのエコドライブの徹底や公用車の利用頻度を下げるような仕事の進め方にシフトすることも必要です。

## 5 温室効果ガスの排出削減目標

### (1) 目標設定の考え方

2030年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、大村市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

### (2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度(2030(令和12)年度)に、基準年度(2013(平成25)年度)比で46%削減することを目標とします。

項目	基準年度 2013(平成25)年度	目標年度 2030(令和12)年度
温室効果ガスの排出量	31,465t-CO <sub>2</sub>	17,620t-CO <sub>2</sub>
削減率	—	46%

表 5 温室効果ガスの削減目標

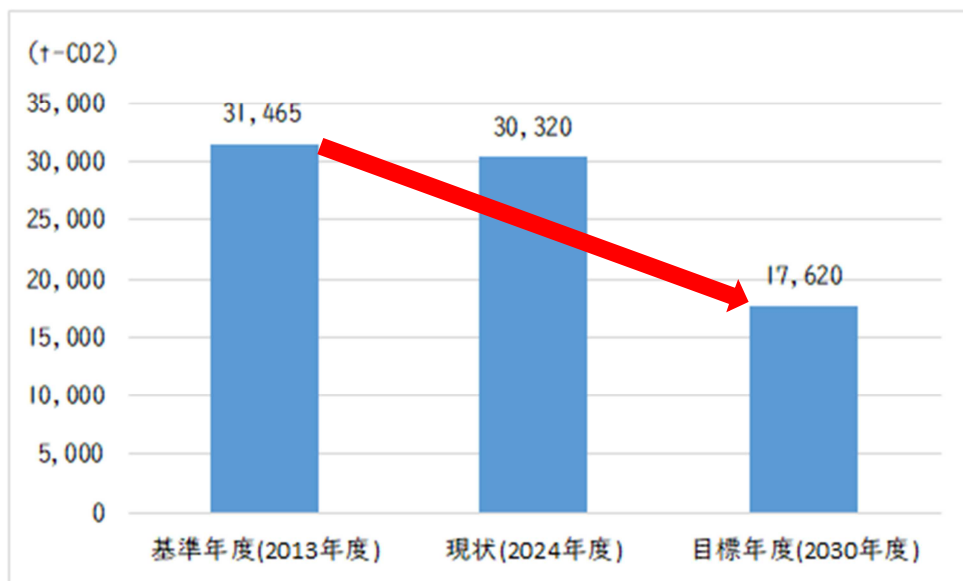


図 6 温室効果ガスの削減目標

## 6 目標達成に向けた取組

### (1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である「電気使用量」と「灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量」の削減に重点的に取り組めます。

### (2) 具体的な取組

政府実行計画では、表 6 に示された取組が示されています。大村市においては、「太陽光発電設備の最大限の導入」、「環境対応車の導入」、「LED 照明の導入」を重点的な取組として位置付けます。

表 6 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、2040年度までに100%設置を目指す。ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて導入目標を検討する。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均で ZEBready 相当となることを目指す。また、2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。
電動車の導入	公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
GX 製品	市場で選ばれる環境整備のため、率先調達に取り組む。（GX 製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの）

## ア 省エネルギー対策

電気や都市ガスをはじめ、ガソリン、灯油、LPG、重油等の燃料を含むエネルギー使用量の削減のため、以下に掲げた取組を行います。

### (ア) 電気使用量の削減

#### 【全所属・全職員】

- 執務時間外や昼休み(食事後)は、業務上特に必要な場合を除き、照明を一斉消灯する。
- 時間外勤務時には、業務上必要最小限の範囲で点灯することを徹底する。
- 廊下・ロビーなど共用部分の照明については、業務に支障のない範囲で消灯を実施するとともに、トイレ・給湯室等については、使用後の消灯を徹底する。
- 離席する際のパソコン等のOA機器については、低電力(スタンバイ)モードを利用するなど省電力化に努め、離席が長時間におよぶ場合は、電源OFFにする。ただし、業務上支障をきたすものは除く。
- 待機電力をカットするため、使用していない機器の電源をOFFにする。ただし、業務上支障をきたすものは除く。
- 執務中の服装は、年間を通じてノーネクタイ等の軽装による勤務を可能とする。
- エレベーターは、やむを得ない場合を除き、利用しない。
- 冷暖房効率を高めるため、カーテンやブラインドの活用を図るとともに、グリーンカーテンの設置等に取り組む。
- 電気製品は、省エネルギー型の導入促進を図る。また、OA機器等のリースについても同様とする。

#### 【施設管理担当課】

- 冷暖房機器の維持管理を適正に行い、冷暖房効率の適正化に努める。
- 冷暖房の温度は、温度設定が可能な施設は、室温が冷房時28度を目標に、暖房時20度を目標になるよう設定することを基本とするが、体調管理の面からは、状況に応じて適正温度になるよう配慮を行う。ただし、小・中学校においては、「大村市立小・中学校エアコン運用指針」に基づき温度設定を行う。
- 新たな照明設備については、LED照明等の低電力型設備の導入を図るとともに、既設の設備についても引続き積極的な更新を図る。  
⇒ 既設蛍光灯のLED化、外灯(保安灯・防犯灯)のLED化など
- 新設する公共施設はZEB化を目指す。
- 大規模改修工事における基本設計の際には、ZEB化の導入検討を行う。
- 高効率熱源、空調設備、給湯設備などエネルギー効率の高い機器への設備更新を実施する。
- デマンド制御システムを導入する。
- 人感センサーを導入する。
- 自動販売機の設置台数の見直しや省エネルギー型への転換について、設置業者に協力を求める。

(1) 都市ガス・ガソリン等の燃料使用量の削減

【全所属・全職員】

- 待機時等の停車中においてはアイドリングストップを励行し、エンジンかけっぱなし等による燃料の消費抑制を図る。
- 走行中においてはエコドライブを実践するとともに、無駄な荷物を積載しない、タイヤの空気圧調整などの方策を用いることにより燃費向上を図る。
- 公共交通機関が整備されている場所への出張等においては、可能な限り公共交通機関を利用する。
- タイヤの空気圧の点検等、定期的な整備に努める。
- 公用車の更新時は、可能な限りハイブリッド自動車や電気自動車などの環境対応車の購入(リース)に努める。
- 公用車台数の最適化を検討する。
- 近隣移動時の公用自転車を活用する。
- WEB会議の積極的な活用

【施設管理担当課】

- 冷暖房機器や燃焼機器の効率化に努め、燃料消費の抑制を図る。

イ 省資源対策

用紙類の使用量削減やリサイクルの推進によるごみ排出量の削減を図るとともに、物品等の購入時にはグリーン購入を推進することで、省資源化を目指し、以下の対策を講じること。

(ア) 用紙類の使用量削減

【全所属・全職員】

- 課内回覧やお知らせ、通知文書は庁内 LAN などの電子媒体を使用するなどして、ペーパーレス化を図る。
- コピー機の利用は必要最小限とし、利用する際には両面コピーなどを活用し、用紙の削減を行う。
- 文書を印刷する場合は、両面印刷を行うなど可能な限り用紙の削減を行う。
- 庁内文書の場合は、片面使用済み用紙の利用に努める。ただし、各部署で個人情報等慎重な取扱いが必要なものは使用しないよう徹底させる。
- 庁内文書の送付にあたっては、添書を省略するとともに使用済み封筒を利用する。
- 電子決裁システムや会議における庁内ネットワークの利用によるペーパーレス化を推進する。
- パンフレット、ポスターなどの印刷物は、PR 効果などを勘案して、発行の必要性の有無、発行部数などを精査し、必要最小限とする。

(イ) ごみ排出量の削減

【全所属・全職員】

- ごみは分別を徹底するとともに、所属内での減量の意識を高める。
- 使用済み封筒やファイル等事務用品を再利用する。
- 物品等の購入に際しては、ごみの発生につながるような物品等を購入しない。  
⇒ 簡易包装製品、詰め替え可能な製品の購入など
- 所属内の消耗品等については、余剰とならないよう適正量を購入する。
- マイ箸、マイボトル、マイバッグ運動の一層の推進を図ります。

(ウ) リサイクル等(再資源化)の推進

【全所属・全職員】

- 用紙類やビン、缶、ペットボトル等の資源物の分別を徹底する。
- 物品等を購入する際は、可能な限り、リサイクル可能製品を選択する。

(エ) 水道使用量の削減

【全所属・全職員】

- 水を使用する際は、節水を実践する。

【施設管理担当課】

- 各施設における漏水点検の徹底を図る。
- 水を使用する機器等を購入する際は、節水型のものを選択する。

(オ) グリーン購入の推進

【施設管理担当課・全所属・全職員】

- 物品等の購入及び調達に際しては、2001年(平成13年)に施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」で示されている基本方針の各項目における「判断の基準」、「配慮事項」に基づいて実施する。
  - ⇒ コピー用紙の購入は、古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであることなど、品目別に列挙されているので参考にすること。
  - ⇒ エコマークや、カーボン・オフセット認証ラベル等を参考とし、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の購入・調達に努める。

(カ) 環境に配慮した物品等の調達を推進

【全所属・全職員】

- 環境負荷の少ない製品、原材料等を選択し、優先的に調達するよう努める。

ウ 建築物の建築及び管理等にかかる対策

建築物の建築や管理等については、可能な限り、環境配慮に努めることとする。

特に、公共施設の整備にあたっては、環境負荷低減のための施策を実施できるよう、以下の対策を講じる。

(ア) 環境に配慮した施設の整備・管理

【施設管理担当課】

- 再生可能エネルギーを有効活用する。省資源及び省エネルギー型の設備等の導入に努め、また建築物についても、断熱性等の向上を図り、冷暖房の効率化を促進し、燃料等の抑制を行う。

エ その他の対策

- 施設の管理を指定管理者等へ委託している場合は、指定管理者等に対し、温室効果ガスの削減に努めるよう指示を行う。
- 施設管理者は、施設利用者に対し、節電や節水などの環境配慮活動に対する理解と協力を求める。
- 市民や事業者に対し、温室効果ガスの削減やごみの減量化について広く周知を図るとともに、理解と協力を求める。

## 7 進捗管理体制と進捗状況の公表

### (1) 推進体制

本計画を推進するために、各課に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

### (2) 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

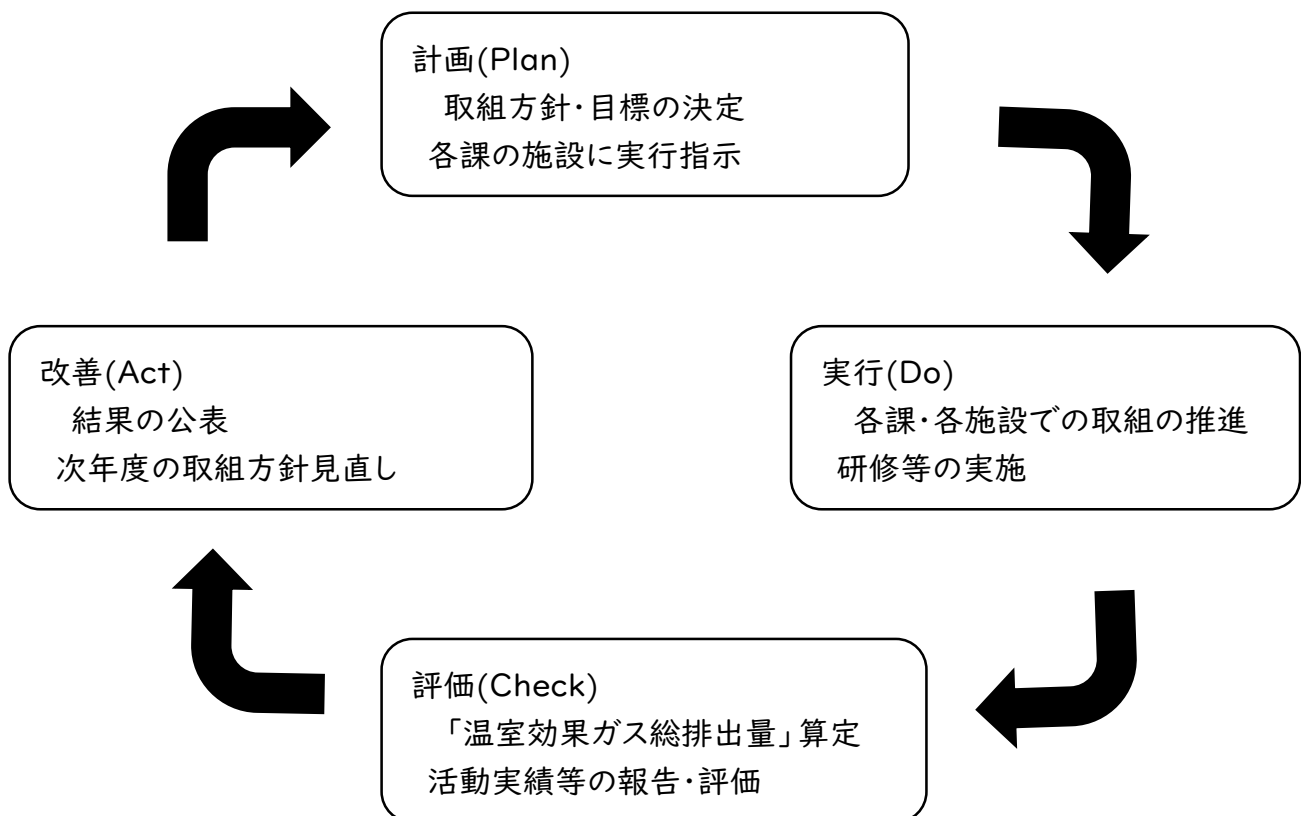
#### ア 毎年のPDCA

本計画の進捗状況は、「地球温暖化対策推進責任者」が事務局に対して定期的に報告を行います。

事務局はその結果を整理して環境協議会に報告します。環境協議会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

#### イ 計画期間内におけるPDCA

環境協議会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、改定要否の検討を行い、必要がある場合には、本計画の改定を行います。



### (3) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、広報紙やホームページ等で定期的に公表します。